

学校感染症による出席停止について

大紀町立大宮小学校長

◆医師により、学校感染症と診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定により、**出席停止扱い**となり登校できません。医師の指示に従い、登校しても良い日を聞き取り、その日まで自宅療養等をさせていただきます。

*出席停止期間は、欠席扱いになりません。

- ①医師から感染症と診断された場合、必ず学校にご連絡ください。
- ②医師の指示を受け、下記「**出席停止証明書**」を**保護者の方**でご記入いただき、登校時に必ず提出してください。
- ③新型コロナウイルス感染症もインフルエンザと同様になります。これまでの濃厚接触者という定義はなくなりました。

病名	出席停止の期間
インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで <u>*インフルエンザの出席停止期間については別紙をご覧ください。</u>
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とする。無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とする
百日咳	特有の咳が消える、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん(3日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで

*その他の感染症については、医師とご相談のうえ、指示を受けてください。

----- 切り取り線 -----

学校長 様

出席停止証明

*保護者の方で記入してください

●児童生徒名 _____ 年 番 名前 _____

●病名(診断名) _____ (インフルエンザについては型も記入)

●出席停止期間
(医師の指示) 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

受診した医療機関 _____

保護者名 _____

*感染の恐れがなくなり登校する時に、封筒などに入れて学校に提出してください。